

(別表1)

リ ス ク 分 担 の 方 針

項目	事 項	内 容	負担者	
			指定管 理者	飛驒 市
共通 事項	法令・制度の改正	事業運営に影響のある法令・制度の改正	○	
	税制の改正	消費税の税率の変更		○
		法人税その他事業に影響を及ぼす税率の変更	○	
	賃金水準の変動	賃金水準の変動	○	
		著しい賃金水準の変動（指定管理料の支払いがある施設に限る。）		○
	物価・金利の変動	物価・金利の変動	○	
		事業継続の支障となる著しい物価の変動（指定管理料の支払いがある施設に限る。）		○
	資金の調達	必要な資金の確保	○	
	周辺地域、住民、使用者への対応	事業運営に係る使用者、地域住民等からの苦情対応及び地域との協調	○	
		施設の設置及び指定管理者制度の適用に関する苦情対応		○
	安全性の確保	施設の運営・維持管理に係る安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）	○	
	第三者への賠償	施設運営・維持補修において第三者に損害を与えた場合	○	
		施設自体の瑕疵により第三者に損害を与えた場合		○
応募	応募の費用	応募にかかる費用の負担	○	
準備	引継ぎの費用	施設運営の引継費用	○	
		施設の引渡しに係る原状回復費用	○	

項目	事 項	内 容	負担者	
			指定管 理者	飛驒 市
管理 運営	事業の中止・延 期	市の責任による遅延・中止		○
		法令その他の制度の変更等により市の建 物所有が困難になったことによる中止		○
		指定管理者の責任による遅延・中止	○	
		指定管理者の事業の放棄・破綻	○	
	減免制度	減免制度の対象者の拡大		○
	天災等による 事業中止	大規模な災害等による事業中止		○
	市場の変化	利用者の減少、競合施設の増加による収 入減、経営不振	○	
		感染症の拡大等による収入減	協議による	
	自主事業	自主事業の実施に伴う損害の賠償	○	
		自主事業の実施に伴う苦情対応	○	
維持 管理	維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設 備・外構の改良、維持補修	○	
		市の発意により行う施設・設備・外構の 改良、維持補修		○
		施設・設備・外構の保守点検（法定点検 及び日常のメンテナンス）	○	
		施設・設備・外構の維持補修（1件10万 円未満）及び施設の管理上緊急を要する 維持補修	○	
		施設・設備・外構の維持補修（1件10万 円以上）	協議による	
		事故・火災による施 設・設備・外構の維 持補修	指定管理者に帰責 事由がある場合 ○	
				協議による
		天災その他不可抗力による施設躯体、設 備の損壊復旧		○
		法令の改正により必要となった施設軀 体・設備の維持補修		○
	修理修繕	備品の修理・修繕（1件10万円未満）	○	
		備品の修理・修繕（1件10万円以上）	協議による	